

12 月 NEWS

①税制情報

【N I S A（ニーサ） 少額投資非課税制度】

平成 26 年 1 月より少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」がはじまります。

通常は、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や地方税の課税対象となります。この税金は、平成 25 年 12 月までに軽減税率が適用され 10%となっていますが、平成 26 年 1 月から本則である 20%に変更されます。（平成 25 年 1 月から復興特別所得税の対象となるため、平成 25 年は 10.147%、平成 26 年以降は 20.315%の税率になります。）

N I S Aは、N I S A対象口座内で保有する株式や投資信託の毎年 100 万円を上限とする新規購入分を対象に、その譲渡益や配当を最長 5 年間、非課税になる制度です。

N I S Aは、個人の資産づくりの促進と、「貯蓄から投資へ」の流れを促すことによる経済の活性化を期待して導入されます。

1.N I S Aの概要

制度の対象者・・・20 歳以上の日本国居住者

非課税対象・・・上場株式・公募株式投資信託などの配当や譲渡益

非課税投資枠・・・新規投資額で年間 100 万円が上限（最大 500 万円）

非課税期間・・・最長 5 年間

※期間終了後、新たな非課税枠への移行による継続保有が可能

投資可能期間・・・平成 26 年～平成 35 年（10 年間）

口座開設数・・・1 人につき 1 口座

2.N I S Aを利用するときの注意点

(1) NISA を利用するには、銀行や証券会社などの金融機関で専用口座の開設が必要です。

(2) 開設できる口座は 1 人につき 1 口座のみ

(3) 口座開設後、金融機関の変更は不可（最長 4 年間）

(4) 非課税枠の未使用分を翌年へ繰り越し、売却した非課税枠の再利用は不可

投資を行わなかった非課税枠の翌年繰り越しはできない。また、売却しても、非課税枠は再利用できず、年間の非課税枠を超える投資はできない。

(5) 平成 25 年までに既に保有している上場株式などは対象外

(6) 他の口座との損益通算・損失の繰越控除不可

②12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
12月2日	9月決算法人の確定申告
12月2日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
12月2日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
12月2日	3月決算法人の中間申告の半期分
12月2日	消費税の年税額が400万超3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
12月10日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
H26年1月6日	10月決算法人の確定申告
H26年1月6日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
H26年1月6日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
H26年1月6日	4月決算法人の中間申告の半期分
H26年1月6日	消費税の年税額が400万超の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
H26年1月6日	消費税の年税額が4,800万超の9・10月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）
12月	(1) 給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払をするとき (2) 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出 提出期限・・・本年最後の給与の支払を受ける日の前日 提出先・・・給与の支払者経由で、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 (3) 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付 納期限・・・12月中の市町村の条例で定める日

③スタッフの一言

クリスマスイルミネーションが目を楽しませてくれる季節となりました。今年も残すところ、あと1ヵ月です。

事務所では12月は通常業務の他に年末調整など忙しい日々が続きます。充実した気持ちでお正月を迎えられるように今年もあと一ヶ月最後まで頑張っていこうと思います。

健やかなる新年をお迎えになられますよう、心よりお祈り申し上げます。

入江